

# 国立大学法人電気通信大学現物資産活用基金規程

令和 2年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学基金に関する規程第9条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学現物資産活用基金（以下「現物資産活用基金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 現物資産活用基金は、現物資産による寄附を有効に活用し、本学における教育研究及び国際交流等に関する活動等の充実等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 現物資産活用基金は、前条の目的を達成するため、国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号に規定する業務のうち、次に掲げる事業に供するものとする。

- (1) 本学の学生に対する奨学金等の修学支援に関する事業
- (2) 本学の国際交流活動の推進に関する事業
- (3) 本学の教育研究の活動支援及び環境整備に関する事業

(現物資産活用基金の構成)

第4条 現物資産活用基金は、寄附者がこの基金に組み入れることを指定した寄附資産(以下「寄附資産」という。)及びその運用益、その他国立大学法人電気通信大学基金運営委員会（以下「基金運営委員会」という。）の議を経て学長が受入れることを決定した財産及びその運用益をもって構成する。

(財産の受入れ)

第5条 現物資産活用基金への受入れは、基金運営委員会の議を経て学長が決定する。

(現物資産活用基金の管理)

第6条 現物資産活用基金の管理は、これを独立して行うものとする。

(寄附資産の管理)

第7条 寄附資産の管理については、国立大学法人電気通信大学資産管理規程、国立大学法人電気通信大学会計事務取扱規程、その他関係規程の定めるところによる。

(基金の活用方針)

第8条 寄附資産の運用、使途、買い換え、売却等については、基金運営委員会の議を経て学長が決定する。

(基金明細書)

第9条 現物資産活用基金については、別記様式に定める、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し、監事の監査を受けた当該明細書を毎事業年度終了後3月以内に、文部科学大臣に提出するとともに、その写しを本学に5年間保存するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、現物資産活用基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

I. 基金の期末の状況

期末の状況		備考
現金（特例寄附資産を除く）	(金額)	
資産（特例寄附資産を除く）	(金額)	
小計	(金額)	
特例寄附資産等		
土地 (所在地、数量)	(金額)	
建物 (名称、所在地、数量)	(金額)	
設備等 (名称、所在地、数量)	(金額)	
有価証券 (名称、所在地、数量)	(金額)	
現預金①（特例寄附資産等の取得に充てることとなるもの）	(金額)	
現預金②（①以外のもの）	(金額)	
内訳 配当金等 配当金等以外のもの		
その他 (名称、所在地、数量)	(金額)	
小計	(金額)	
合計	(金額)	

II. 基金財産の運用によって生じた利子その他収入金の支出状況

支出の用途	支出額	備考
合計	(金額)	

III. 寄附者への還元の有無

当期における寄附者への還元の有無	具体的事例

IV. 基金で管理しなくなった財産の有無

当期において基金で管理しなくなった特例寄附資産の有無	理由

【記載要領】

- ①「特例寄附資産等」とは租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第25条の17第7項第2号イ又はロ（1）に規定する方法により管理するものを指す。なお、租税特別措置法第40条に基づき受け入れた資産を施行令第25条の17第7項第2号イ又はロ（1）に規定する方法によりに基づき管理することとした資産を含む。
- ②特例寄附資産については、別紙1様式を用いて資産ごとに当該特例寄附資産の詳細について記載すること。なお、IIの利子その他収入金によって資産を取得した場合は、当該資産について「I.基金の期末の状況」に当該資産を記載するとともに、当該資産ごとに別紙2様式を用いて当該資産の詳細について記載すること。
- ③特例寄附資産については、当該資産を国立大学法人法第22条第1項第1号から第5号又は第29条第1項第1号から第4号の業務のどの業務に充てているか（充てる予定であるか）、備考欄に記載すること（有価証券及び現金等を除く）。
- ④特例寄附資産の項目中の「現金①」は、今後、特例寄附資産の取得に充てることとなるものを記載すること。
- ⑤特例寄附資産の項目中の「現金②」の内訳に記載している「配当金等以外のもの」とは、基金の運用益等で取得した資産（別紙2様式に記載の資産）の譲渡による収入金等をいう。
- ⑥IIの備考欄には、支出の用途が国立大学法人法第22条又は第29条の業務のどの規定に該当するかを記載すること。
- ⑦IIIの「寄附者への還元」とは、受け入れた資産を売却するに当たって寄附者、寄附者の親族等関係者又は寄附者が予め指定した者に売却した場合、その他寄附者の所得税やその親族等の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させるものを言う。

基金に組み入れた特例寄附資産の状況

1. 当該特例寄附資産の基金組入時の状況等

寄附者に関する事項

特例資産 の寄附者	フリガナ	
	氏名	
	住所又は居所	

当該特例寄附資産の明細

種類	細目(地目、構造、名称、銘柄等)	所在地	数量(面積等)	取得価額	贈与等の時における価格	贈与等を受けた年月日	基金明細書との対応関係	備考

2. 当該特例寄附資産の買換え後の状況

買換資産及び特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の明細

買換又は 残存資産	種類	細目	所在地	数量	買換資産の取得価額等			買換資産の取得年月日等	基金明細書との対応関係	備考
					うち、当該特例資産の譲渡収入の充当額	うち、その他の特例資産の譲渡収入の充当額	うち、その他充当資金			

【記載要領】

- ①特例寄附資産として当該基金に組み入れた資産ごとに作成すること。
- ②当該特例寄附資産を買換えた場合には、そのすべての買換えについて時系列で記載すること。
- ③基金明細書との対応関係には、明細書に記載している特例寄附資産に対応する資産の番号(例:土地①)を記載すること。
- ④現金を保有している場合には、買換資産として記載すること。また、今後の使用予定を備考欄に記載すること。
- ⑤備考欄には、売却益を充てる買換え資産、当該資産の売却額、分割譲渡して譲渡した場合の残存資産の状況等について記載すること。
- ⑥特例寄附資産の分割譲渡等による残存資産の価格の記載について、寄附を受けた資産を分割譲渡等した場合は、贈与等の時における価格を分割譲渡の割合で按分した価格、買換資産を分割譲渡等した場合は、当該買換資産の取得価格を分割譲渡の割合で按分した価格を記載すること。